

国自貨第 102 号の 5
令和 4 年 11 月 21 日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

自動車局貨物課長



タンク（石油、化成品、高圧ガス）車の割増率について

今般、タンク（石油、化成品、高圧ガス）輸送事業者を対象とした実態調査結果から、下記の事項が確認されたので、了知されたい。

記

タンク車は、石油製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「3 割増」となること、化成品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「4 割増」となること、高圧ガス製品について、「標準的な運賃」における「大型車（10 t クラス）」及び「トレーラー（20 t クラス）」の「5 割増以上（※）」となること。

※高圧ガスについては内容物に対応したタンク仕様による車両本体価格が高額となる場合がある。